

松魂の風

令和2年度
松橋中学校
校長通信 第5号
文責 校長 岩村 浩一

心のアンケート

平成18年度に始まった、県教育委員会が毎年行っている心のアンケート。きっかけは、本県の子どもが伊吹文部科学大臣あてに書いた手紙でした。「死にたい」と書いてあったのです。

大臣は、直ちに県教育長柿塚純男先生に電話。その後、徹夜の対応がなされました。アンケートは一晩で作成され、翌日には全校で実施。手紙の子どもを救おうと行政と県下の学校がともに必至で取り組みました。幸い、こどもの自殺はありませんでした。しかし、これをきっかけに熊本県のいじめへの対応が大きく変わっていきます。

柿塚教育長先生は、こう言われました。

いじめかどうか、件数が問題ではない。子どもが嫌な思いをしたということを重視していくのが熊本県のやり方。こどもが少しでも嫌な思いをしたというのなら、すべてをいじめ1件として正直に報告し、丁寧に対応していく。

つまり、いじめの定義を「された側」に変えられたのです。それまでは教師がいじめかどうかを判断するようになっていました。

結果、その年の熊本県のいじめ件数は数万人を超えました。他県は数件の時代。衝撃的な数字に、マスコミで大きく取り上げられました。しかし1つ1つの事案を子どもに聞いてみると、下記のように実に様々でした。

「友達がいさつを返してくれなくて嫌でした」
「宿題をしなかったら、先生から怒られたので嫌でした」 など

子どもの嫌な思いをきめ細かに把握し、その解消に重きを置く本県の取組は現在も継承されています。その後、本県の取組が全国に広がり、いじめの定義が熊本県の考えと同様のものになりました。

さて、アンケートが始まって14年がたった今、本県及び本校の状況は下表の通り。

平成30年度	小学校	中学校
熊本県	1,8369人 (19.9%)	2,140人 (4.7%)
松橋中		30人 (4.0%)

※今年になっていじめられたことがあると答えた児童生徒数(%)

本校の30人で4%という値は、学級当たり1人程度で、ここ数年変わっていません。県の平均からすれば少ないのですが、「0にすることを目標」に1つ1つ丁寧に対応する積み重ねを、今後も続けていきたいと考えています。

いじめの定義の変遷について

○昭和 61 年度からの定義

「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じている者であって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とする。

○平成 6 年度からの定義

「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

○平成 18 年度からの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

○平成 25 年にいじめ防止対策推進法が施行され、いじめの定義が法律で定められました。

いじめ防止対策推進法では、いじめを次のように定義しています。

第 2 条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。